市民の声（7月分）

意見７	H28.7.11 　市は、ボランティア団体の協力を得て袖ケ浦公園の野良猫対策として避妊手術を進めた結果、１３０匹から８５匹まで減少してきたとのこと(市民の声/市の回答H28.5.16)。小鳥や水鳥の楽園が復活するよう、早く放し猫ゼロの達成を希望します。 　一方、住宅地や周辺の公園では放し猫は減った様子はありません。個人の敷地や納屋等に侵入した迷惑猫に対し、市に対応するよう求めたところ、「猫の捕獲につきましては動物愛護法により愛護動物を傷つけたりすることが禁止されているため、保護以外の目的で捕獲することができません」という（市民の声に対する市回答H28, 5, 16）。質問です。 質問（１）猫を保護以外の目的で捕獲することができないという根拠は動物愛護法の何条何項ですか。 質問（２）住民に害を与えた放し猫はいわば現行犯猫です。捕獲、引取り（殺処分、飼い主探しなど）は行政の義務ではないですか。現行犯猫の捕獲・引き取りを行政の義務でないという根拠は何ですか。 　動物愛護管理法第３５条　都道府県等は、犬又は猫の引き取りをその所有者から求められた時は、これを引き取らなければならない。同条３項　所有者の判明しない犬又は猫の引き取りをその拾得者その他のものから求められた場合に準用する。 　迷惑猫は行政の怠慢が原因であるのは明らかなので、市は、袖ケ浦公園の野良猫対策で避妊手術するための放し猫捕獲法などを参考にして迷惑猫確保（捕獲）の方法を習得し、現行犯猫の現場で実施すべきである。 　さらに、６月市回覧物のチラシ「ねこのトラブル増加中」では驚きました。 「家の敷地内に子猫が生まれてしまった方へ 絶対に公園や道路に捨てないでください。動物を遺棄することは動物愛護法により禁止されており、罰せられることがあります。 （１）近所で飼ってくれる人を探しましょう。 （２）近所で飼ってくれる人が見つからなかった場合は、新聞やタウン誌に広告を、インターネットを活用して発信する、県動物愛護センターの飼い主さがしの会に参加するように」とのこと。 　市の回覧物のこの内容は､放し猫から被害を受けた猫嫌い住民にとって更に”苦役”を強いる、行政による”不法行為”ではありませんか。 質問（３）このチラシの法的根拠を示してください。行政がしっかり猫対策してこなかったことに、自ら責任を取って対処すべきです。憲法第１８条では、何人もいかなる奴隷的拘束も受けない。又犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない。となっており、違憲の疑いすらあると思います。 質問（４）このチラシについて県、国の見解はいかがですか。
回答	H28.8.1　担当課　環境管理課 　ご意見のありました件につきまして回答させていただきます。 　質問（１）についてですが、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護法）第２条で動物の愛護についての基本原則として､「何人も動物をみだりに傷つけ、苦しめないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と定められております。また、動物愛護法第４４条２項では､「負傷動物に

	対して適切な保護を行なわなかった場合、罰則が科される」と定められておりますので、保護をするために捕まえることはできます。ただし、保護以外の目的で捕獲することについては記載されておらず、駆除目的で捕獲すれば動物愛護法第２条の基本原則に反し、動物愛護法第４４条２項の虐待に当たる懸念があると解釈されております。 　また、県及び各市町村も保護以外の目的で猫の捕獲は行なっておりません。 　次に質問（２）の動物愛護法第３５条に基づく犬及び猫の引き取りについてですが、これは動物の持ち込みに関する法律でございます。袖ケ浦市内での動物の持ち込みに関する業務は、千葉県君津健康福祉センターの所管となりますので確認したところ、捕獲された猫の引き取りを求められた場合、捕獲行為の目的、手段、態様等によっては、当該行為が動物愛護法第４４条第１項に規定される愛護動物の殺傷、又は同条２項に規定される愛護動物の虐待に当たる可能性があるということを十分留意して捕獲理由、捕獲状況等について慎重に確認し、対応しているとのことでした。 　質問（３）及び質問（４）についてですが、６月の回覧したチラシの内容は、近年猫による様々な相談（敷地内で糞尿をされて困る、猫が増えすぎた、敷地内で猫が子供を産んだ等）が市役所に寄せられていることから、猫の飼い主、野良猫に餌を与えている方への注意喚起を行うとともに、敷地内に子猫が生まれて困っている方に対して、動物愛護の観点から公園や道路に捨てず飼ってくださる方を見つけていただくための具体的な方法を記載したものでございます。このようにしなければならないという強制では決してございません。 　また、今回、回覧したチラシの内容は、千葉県が作成した「人と猫の共生ガイドライン」と環境省が作成した「宣誓！無責任飼い主０宣言」というパンフレットを参考に作成したものです。 　ご理解くださいますようお願いいたします。